

○神栖市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要項

平成23年2月22日
告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスを利用する事が著しく困難である者に対し、市が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づく措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 この告示において、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用する事が著しく困難である者（以下「対象者」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で家族等から虐待又は無視を受けることにより、本人の意思に反して介護サービスの利用契約が締結できないもの
- (2) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいないもの（以下「認知症等対象者」という。）
- (3) その他福祉事務所長（神栖市福祉事務所設置条例（平成17年神栖町条例第62号）により設置された神栖市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）が必要と認める者

(措置の内容)

第3条 福祉事務所長は、対象者に対し、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護の供与
- (2) 介護保険法に規定する通所介護の供与
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護の供与
- (4) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護の供与
- (5) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設への入所
- (6) その他必要な便宜の供与

(措置・対象者の決定)

第4条 福祉事務所長は、対象者であると見込まれる者（以下「対象候補者」という。）を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに対象候補者の実態を調査するものとする。

2 福祉事務所長は、対象候補者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていないときは、必要に応じて要介護認定を実施するものとする。ただし、急を要するときは、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の実態調査及び前項の要介護認定の結果を基に、次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行うものとする。

- (1) 対象候補者の意思と尊厳
- (2) 対象候補者、家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境
- (3) 近隣住民等の生活への影響
- (4) その他対象候補者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 福祉事務所長は、前項の措置を決定したときは、当該者に措置決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

5 福祉事務所長は、第3項の規定により措置を決定したときは、措置委託通知書（様式第2号）により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う者（以下これらを「事業者」という。）にサービスの提供を委託するものとする。

6 福祉事務所長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、老人福祉法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

(費用の支弁)

第5条 福祉事務所長は、措置に要する費用（以下「措置費」という。）を支弁するものとする。ただし、対象者が介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けたときは、その保険給付相当額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による介護扶助を受けたときは、その介護扶助相当分又は介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けたときは、その軽減分を上乗せした額）を措置費から除くものとする。また、当該措置の開始の決定を受けた対象者（以下「被措置者」という。）が介護認定の対象とならないときは、要介護3相当額を措置に要する費用として支弁するものとする。

(費用の請求)

第6条 事業者は、措置費を請求するときは、措置費請求書（様式第3号）により福祉事務所長に請求しなければならない。

(費用の徴収)

第7条 福祉事務所長は、第5条の規定による措置費を、被措置者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）等（以下「被徴収者」という。）から、その負担能

力に応じて、措置費を徴収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当するときは、措置費の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になるとき。
- (2) 災その他特別な事情によって生計が著しく悪化しているとき。
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると福祉事務所長が認めたとき。

2 認知症等対象者の前項に規定する費用については、民法に規定する成年後見制度を活用し、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の決定後に、成年後見人等に請求するものとする。

（措置の変更）

第8条 福祉事務所長は、被措置者が第4条第3号で決定した措置以外の措置を受けることが適当であると認められるときは、措置を変更するものとする。

2 福祉事務所長は、措置を変更したときは、措置決定通知書により対象者に、措置委託通知書により事業者に変更の通知をするものとする。

（措置の解除）

第9条 福祉事務所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当するときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにになったとき。
- (2) 成年後見制度等に基づき、成年後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにになったとき。
- (3) その他福祉事務所長が、対象者がやむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めたとき。

2 福祉事務所長は、措置を解除したときは、措置決定通知書により当該処理に係る者に、措置委託通知書により当該事業者に対し通知するものとする。

（成年後見制度の活用）

第10条 福祉事務所長は、被措置者の介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判の請求を行い、被措置者が民法に規定する成年後見制度を活用できるよう援助するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

○神栖市成年後見制度における市長の審判開始請求手続等に関する要項

平成20年3月31日
告示第32号
改正 平成25年2月22日告示第17号
平成26年1月20日告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「本人」という。）の生活の自立援助と福祉の増進のため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う成年後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始の審判の請求（以下「成年後見等審判請求」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長による審判請求の対象者)

第2条 市長による審判請求の対象者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、配偶者又は2親等内の親族（以下「親族等」という。）による審判請求が期待できない者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- イ 老人福祉法第5条の4第1項の規定により市長が福祉の措置を行う者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市の被保険者
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項、第12項及び第16項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合において、本市が保護を実施する者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 親族等がいない者
- イ 親族等があっても、音信不通等の状況にある者
- ウ 親族等があっても、当該親族等が審判請求を拒否している者
- エ 親族等があっても、当該親族等による虐待の事実等がある者
- オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市長が判断する者

(市長による審判請求の要請)

第3条 成年後見等を必要とする常況にある要支援者を認めた者は、市長に対し、市長による審判請求を要請することができる。

(調査事項)

第4条 市長は、前条の規定による要請があったとき又は市長が必要と認めるときは、速やかに次に掲げる事項を調査するものとし、成年後見等審判請求の可否の判断に当たっては、その結果を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活の状況、心身の状況及び資産の状況
- (3) 本人の親族の有無及び当該親族が成年後見等審判請求を行う意思
- (4) 本人又は親族に代わって成年後見等審判請求を行わなければならない事由
- (5) 本人の福祉を図るために必要な事情

(審判請求費用の負担)

第5条 市長は、成年後見等審判請求を行ったときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、当該成年後見等審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、成年後見等開始審判申立に基づき審判が下され、成年後見人等が選任されたときは、審判に要した費用（鑑定費用を含む。）について、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の全部又は一部について求償することができる。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 生活保護法に規定する被保護者
- (2) 別表に掲げる要件に該当する者のうち、前号に準ずる者として市長が認めるもの
- (3) その他成年後見制度の利用に要する費用の負担が困難であると市長が認める者

(審判前の保全処分)

第7条 市長は、要支援者の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第105条第1項に規定する審判前の保全処分の申立てを行うことができる。

（親族等への援助）

第8条 第4条第3号において、本人の親族等が成年後見等開始審判申立を行う意思を有するときは、市長は、必要に応じて本人の状況等の情報を当該親族等に提供してその援助をすることができる。

2 前項に規定する情報の提供を行うときは、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年告示第17号）

この告示は、平成25年2月22日から施行する。

付 則（平成26年告示第6号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

世帯の人数	世帯合計収入額（年額）	資産（現金、預貯金、有価証券等）
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。また、被後見人等を含む世帯員の預貯金額の合計が最低生活費の半年分以上あれば、被後見人等を含む世帯員の財産から支弁し、不足分を助成することとする。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	

備考

- 1 収入見込額は、当該年の1月から12月の収入見込額とする。
- 2 収入及び資産基準両方を満たすことを条件とする。
- 3 最低生活費とは、生活保護法による保護の基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とする。
- 4 世帯員とは、被後見人等と生計を一にする者とする。

○神栖市成年後見制度利用支援事業実施要項

平成20年3月31日
告示第33号
改正 平成24年6月28日告示第93号
平成26年1月20日告示第7号
平成27年3月31日告示第62号

(趣旨)

第1条 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用するため成年後見制度の利用が必要と認められる精神障害者、認知症高齢者及び知的障害者のうち、当該成年後見制度の利用に要する費用の負担が困難な者に対して、予算の範囲内で助成するものとし、当該助成については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 成年後見等開始審判申立に要する費用（以下「申立費用」という。）及び後見人等の報酬（以下「報酬」という。）の助成金の支給対象となる者は、被後見人等が次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- イ 老人福祉法第5条の4第1項の規定により市長が福祉の措置を行う者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居中の本市の被保険者
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項、第12項及び第16項に規定する特定施設に入所中の本市支給決定者
- オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、施設に被保護者を入所させ、又は入所、養護若しくは介護扶助を委託して行う場合において、本市が保護を実施する者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法に規定する被保護者
- イ 別表に掲げる要件に該当する者のうち、前号に準ずる者として市長が認めるもの
- ウ その他成年後見制度の利用に要する費用の負担が困難であると市長が認める者

2 報酬の助成の支給対象となる者は、前項に規定するものであって、後見人等が次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 後見人等が被後見人等に係る審判を管轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）へ報酬付与の申立てを行い、その報酬付与を認める審判が行われたこと。
- (2) 後見人等が被後見人等の配偶者及び4親等以内の親族でないこと。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、申立印紙代、郵券代、登記印紙代、鑑定費用その他審判の請求に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬とする。ただし、成年後見人等に対する報酬については、後見事務が行われた月数（月の中途中で成年後見人等の就退任があったときは、当該就退任があつた月を含む月数とする。）に応じ、次に掲げる金額を限度とする。

- (1) 介護保険施設、知的障害者援護施設その他の福祉関連施設に入所（病院に入院している期間が91日以上となる者は施設入所として取り扱う。）している期間が当該月に21日以上の者にあっては、月額18,000円

- (2) 前号の規定に該当しない者にあっては、月額28,000円

(申請)

第4条 対象者又は当該成年後見人等（以下「申請者」という。）は、助成を受けようとするときは、神栖市成年後見制度利用支援（審判請求費用）申請書（様式第1号）又は神栖市成年後見制度利用支援（報酬）申請書（様式第2号）に次に掲げる書類のうち、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 審判請求費用に関する書類

- ア 登記事項証明書又は後見等開始の審判書の写し
- イ 生活保護受給世帯にあっては、その証明書、生活保護受給世帯に準ずる世帯にあっては資産等申告書（様式第3号）及び申立人の財産状況が分かる書類（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券等の写し等）
- ウ 審判請求に要した費用の証拠書類（領収書の写し、切手返還書の写し、精神鑑定費用の受領書の写し等）

(2) 報酬に関する書類

- ア 登記事項証明書又は後見等開始の審判書の写し
- イ 報酬付与の審判決定書の写し
- ウ 被後見人の世帯収入が確認できる書類（源泉徴収票又は申告書の写しその他収入の分かる書類。生活保護受給世帯にあっては、その証明書、生活保護に準ずる世帯にあっては、公的年金の源泉徴収票の写し等）
- エ 被後見人の財産状況が確認できる書類（財産目録の写し等）
- オ 必要経費が確認できる書類（金銭出納簿、領収書の写し等）

2 申立費用に係る助成の申請については、審判確定日から起算して3か月以内に、成年後見等の報酬費用に係る助成の申請については、報酬付与の審判確定日から起算して3か月以内に行わなければならない。

（決定）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して、神栖市成年後見制度利用支援決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第6条 前条の通知を受けた申請者は、助成を受けようとするときは、神栖市成年後見制度利用支援請求書（様式第5号）により、市長が定めるときまでに請求をしなければならない。

（受給者死亡時の助成対象者の特例）

第7条 第4条に規定する申請を行う前に対象者が死亡した場合又は報酬付与審判が受給者の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

（届出）

第8条 申請事項に変更があったとき又は対象者でなくなったときは、申請者は、遅滞なく神栖市成年後見制度利用支援申請事項変更・廃止届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年告示第93号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成26年告示第7号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第62号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

世帯の人数	収入見込額（年額）	資産（現金、預貯金、有価証券等）
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。また、被後見人等を含む世帯員の預貯金額の合計が最低生活費の半年分以上あれば、被後見人等を含む世帯員の財産から支弁し、不足分を助成することとする。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	

備考

- 1 収入見込額は、当該年の1月から12月の収入見込額とする。
- 2 収入及び資産基準両方を満たすことを条件とする。
- 3 最低生活費とは、生活保護法による保護の基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とする。
- 4 世帯員とは、被後見人等と生計を一にする者とする。

○神栖市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要項

平成20年3月5日

告示第8号

改正 平成20年12月4日告示第104号

平成23年2月17日告示第13号

(設置)

第1条 地域における高齢者虐待を防止し、若しくは早期発見し、又は虐待を受けた高齢者若しくは養護者を適切に支援するため、未然防止対策等の協議を行い、及び関係機関等との連携強化を図るとともに住み慣れた地域において高齢者の安心した生活を確保するため、神栖市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、高齢者虐待に係る次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 関係機関との情報交換及び連携強化に関すること。
- (2) 早期発見及び対応策に関すること。
- (3) 相談体制の充実に関すること。
- (4) 防止対策に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内で構成し、次に掲げる者又は組織から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 鹿島医師会
- (3) 茨城県弁護士会
- (4) 鹿嶋警察署
- (5) 市内の介護保険施設
- (6) 市内の居宅介護支援事業者
- (7) 市内の居宅介護サービス事業者
- (8) 神栖市消費生活センター
- (9) 神栖市社会福祉協議会
- (10) 神栖市地域包括支援センター
- (11) その他市長が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(ネットワークミーティング)

第6条 委員会にネットワークミーティングを置き、別表に掲げる者をもって組織する。

2 ネットワークミーティングは、高齢者虐待についての個別事例について、情報交換及び検討をする。

3 ネットワークミーティングの構成員は、高齢者虐待のおそれがある場合は、地域包括支援センターの招集に応じ、情報交換又は対応方法について検討を行う等速やかに対応するものとする。この場合において、当該対応をしたネットワークミーティングの構成員は、対応の状況を委員会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、神栖市地域包括支援センター内に置く。

(委員等の責務)

第8条 委員会の委員及びネットワークミーティングの構成員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又はその秘密を不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(任期の特例)
- 2 最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則（平成20年告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年2月17日告示第13号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

民生委員
居宅介護支援事業所の職員
居宅サービス事業所の職員
老人福祉施設の職員
神栖市社会福祉協議会職員
神栖市健康福祉部職員
神栖市地域包括支援センター職員
その他高齢者虐待防止対策のために必要な関係者

各種相談機関一覧

(平成 28 年 4 月現在)

※各機関の体制等については、今後変更されることもありますので、各機関のホームページ等でご確認ください。

1 高齢者虐待等に関する相談

○ 地域包括支援センター（高齢者虐待相談機関）

名称	所在地	電話番号	FAX	備考
神栖市地域包括支援センター	〒314-0121 神栖市溝口 1746-1 (保健・福祉会館内)	0299-91-1701	0299-93-2399	土・日・祝祭日 年末年始を除く 8:30～17:15
地域包括支援センター（済生会かみす）	〒314-0112 神栖市知手中央 7-2-45	0299-95-9500	0299-90-5011	土・日・祝祭日 年末年始を除く 8:30～17:30
地域包括支援センター（みのり）	〒314-0343 神栖市土合本町 1-9082-5	0479-21-6467	0479-21-6213	土・日・祝祭日 年末年始を除く 8:30～17:30

○ 高齢者相談センター（高齢者虐待初期相談機関）

名称	所在地	電話番号	FAX	備考
神栖ケアサポートセンター	神栖市賀 2108-17	0299-91-1015	0299-93-2274	
神栖市社会福祉協議会波崎支所	神栖市土合本町 3-9808-158 (はさき福祉センター内)	0479-48-0294	0479-48-1294	

○ 警察

機関名	所在地	電話番号	備考
鹿嶋警察署	鹿嶋市宮中 1959-1	0299-82-0110	

○ D V ・ 人権相談

機関名	所在地	電話番号	備考
神栖市市民協働課	神栖市溝口 4991-5	面接予約 0299(90) 1178 電話相談 0299(91) 1236	女性のための悩みごと全般 面接相談 13:00～16:00 毎週火曜日 電話相談 13:00～16:00 第1・3・4・5火曜日
神栖市社会福祉課	神栖市溝口 1746-1 (保健・福祉会館内)	0299(90) 1138	基本的人権の侵害に関する相談(いじめ、借地借家、体罰、扶養など) DV相談

2 認知症・精神障害・難病に関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299(66)2114	精神保健相談、ひきこもり相談等
社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部	つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎内	029(879)0018	認知症介護に関する相談、家族間の交流や情報交換等 電話相談 月曜日～金曜日 12:00～16:00
特定非営利活動法人認知症ケア研究所	水戸市酒門町 4637-2	029(247)9292	認知症介護に関する研修・相談・研究活動等
神栖市健康増進課	神栖市溝口 1746-1 (保健・福祉会館内)	0299(90)1331	健康に関する相談 月曜日～金曜日 8:30～17:15
茨城県難病相談支援センター	茨城県稻敷郡阿見町阿見 4733	029(840)2838	難病患者の療養・生活上での問題等 月曜日～金曜日 9:00～16:00

3 成年後見制度・日常生活自立支援事業等の相談

機関名	所在地	電話番号	備考
水戸家庭裁判所 麻生支部	行方市麻生 143	0299(72)0091	家庭・親族問題等の手続案内、調停審判手続等の手続案内
社団法人成年後見センター リーガルサポート 茨城支部	水戸市五軒町 1-3-16 (茨城司法書士会館内)	029(302)3166	成年後見制度 月曜日～金曜日 9:00～17:00
茨城県社会福祉士会(ぱあとないばらき)	水戸市千波町 1918 (県総合福祉会館内)	029(244)9030	成年後見制度 月曜日～金曜日 10:00～15:00
神栖市社会福祉協議会	神栖市溝口 1746-1 (保健・福祉会館内)	0299(93)0294	日常生活自立支援事業

4 法律関係の相談

機関名	所在地	電話番号	備考
市無料法律相談 神栖市役所 市民協働課	神栖市溝口 4991-5	0299(90)1123 ※予約制	神栖地区 毎月第1火曜日・第3水曜日 波崎地区 毎月第2金曜日・第4木曜日
日本司法支援センター 茨城県地方事務所 (法テラス茨城)	水戸市大町 3-4-36 大町ビル 3F	050(3383)5390 ※予約制	相談窓口の紹介と扶助制度による 無料法律相談(詳細は電話にて) 月曜日～金曜日 9:00～17:00
茨城県弁護士会 鹿嶋相談センター	鹿嶋市宮中 2-1-34 (鹿嶋市商工会館)	029(227)1133 ※予約制・有料	法律相談 月曜日～金曜日 13:00～16:00 ※木曜日のみ 13:30～16:30

5 介護・福祉機器・住宅改修等に関する相談

機関名	所在地	電話番号
茨城県介護実習・普及センター	水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内	029(241)6939

6 心の悩みに関する相談

機関名	所在地	電話番号	備考
(社福)茨城いのちの電話(電話相談)	つくば	029(855)1000	24時間受付(年中無休)
	水戸	029(350)1000	13:00~20:00(年中無休)
心の電話 カウンセリング	水戸市笠原町 993-2 (精神保健福祉センター内)	029(244)0556	電話相談 月曜日~金曜日 9:00~16:00
(財)茨城カウンセリングセンター	水戸市桜川 2-2-35 (茨城県産業会館内)	029(225)8580 ※予約制・有料	面接相談 月曜日~金曜日 10:00~18:00 土曜日 10:00~17:00

7 生活に関する相談

○消費生活相談

機関名	所在地	電話番号	備考
神栖市 消費生活センター	神栖市溝口 4991 (神栖市商工会館内)	0299(90)1166	消費生活相談(商品やサービスの購入に関するトラブル、クレジット・サラ金問題等) 月曜日~金曜日 9:00~12:00 13:00~17:00 ※第2水曜は 18:30まで

○年金相談

機関名	所在地	電話番号	備考
日本年金機構	水戸市柳町 2-5-17	029(227)3278	月曜日~金曜日 8:30~17:15

○納税相談

機関名	所在地	電話番号	備考
神栖市納税課	〒314-0192 神栖市溝口 4991-5	0299(90)1136	月曜日~金曜日 8:30~17:15 ※水曜日は 19:00まで ※第2・4日曜日 8:30~17:15